

1 生徒心得

前文

校訓「和」の精神と教育方針にのっとり、校則ならびに諸規定を守って楽しく秩序ある学校生活を送り、誇りある調和の取れた善美な校風の樹立に努め、よき社会人となるためのマナーを身につける。

1 日常の心得

(1) 登校・下校について

- ① 交通規則を遵守し、利用交通機関のマナーを守る。
- ② 原付き・自動二輪・自動車の運転及び他人の車両への同乗を禁止する。
- ③ 自転車は所定の場所に置き、必ず施錠する。(二重ロック)
- ④ 最終下校時間は、19時30分とする。ただし、部活動等で、保護者の了解の下に校長が許可した場合はこの限りではない。

(2) 校内の生活について

- ① 学習に不要な物や、必要以上の金銭は持参しないようにし、管理をきちんとする。また、みだりに金品の貸借をしてはならない。
- ② 携帯電話、スマートフォン等は朝の SHR から帰りの SHR の間はカバンに入れる。その他、使用する場合は担任等の指示に従う。
- ③ 無断外出はしてはならない。
- ④ 整理整頓に努め公共物を大切に扱う。

2 服装・頭髪等について

- (1) 登校・授業・下校等の際は制服を着用する。やむを得ず異装をする場合は、HR 担任に「届」を提出し、校長の許可を受ける。制服等については別に定める。
- (2) パーマ（ストレートパーマ含む）やカール（巻き髪）、変色・脱色、極端にアンバランスなカット等、特異な髪型にしたりしてはならない。また、ひげを伸ばしてもならない。地毛などに関して個別の事情がある場合には、担任に申し出る。

3 届出等について

- (1) 欠席・遅刻・早退・忌引き等は、保護者が C l a s s i にて連絡する。
- (2) 授業開始後の遅刻者は、年次職員室で「入室許可証」に記入し、許可印を受け教科担任の許可を得てから授業を受ける。
- (3) 急に早退する場合は、HR 担任（又はそれに代わる者）に届け出をし、「早退許可証」を受け取ってから早退する。
- (4) 学校内外を問わず、ポスター・広告などを掲示又は展示する場合は、生徒指導部係職員を通して校長の許可を受ける。
- (5) 拾得物・遺失物・盗難・紛失等があった場合は速やかに、HR 担任に届け出る。
- (6) 旅行・キャンプ・登山などをする場合は、あらかじめ保護者の承諾を得て、HR 担任に「届」を提出し、校長の承認を受ける。
- (7) グループ又は個人で対外活動を行う場合は、あらかじめ保護者の承諾を得て、HR 担任に「届」を提出し、校長の承認を受ける。

4 アルバイトについて

アルバイトは原則として認めない。ただし、経済的困窮著しく、保護者からの申し出のあつた場合は協議するものとする。

5 バイク通学について

バイク通学は原則として認めない。ただし、特別な事情により、保護者からの申し出のあつたものについて、審議の上、許可するものとする。

6 運転免許の取得について

- (1) 原動機付き自転車・自動二輪車・自動車の運転免許取得は、原則として認めない。
- (2) 3年生の就職内定者については定期考查③終了日以降、進学（専門学校を含む）内定者は大学入試共通テスト後の自由登校開始日以降の教習所への入所を許可する。
- (3) 上記の場合も、免許センターでの受検は卒業後とする。卒業するまでは運転してはならない。
- (4) 教習所入所許可願の詳細、手続、諸注意については別に定める。

7 特に禁ずる事項

- (1) 飲酒・喫煙・薬物等の使用及び所持
- (2) 暴力・窃盗・万引き・脅迫等の行為
- (3) 運転免許の無許可取得及び原付き・自動二輪・自動車の使用。また、他人の車両への同乗
- (4) 各種交通機関での不正乗車及び定期券・身分証明書等の不正使用
- (5) テスト時の不正行為及び携帯電話の使用・所持
- (6) 不健全な場所への出入り
- (7) 金銭強要並びに類似の行為
- (8) 夜間10時以後の外出、無断外泊。（青少年健全育成条例）
- (9) 他人へのインターネット等による悪質な誹謗・中傷
- (10) その他、法令や本校生徒の本分に反する行為

2 服装等規程細則

【平常時】

項目	規 定
制 服	<ul style="list-style-type: none"> ・学校指定（グレー・スーツタイプ）の制服を着用する。 ・オプションとして柄ものスラックス又はスカートを選べる。 ※ベルトの色は黒・茶・紺（華美な色・柄は避ける）とする。 ※スカートの場合、スカート丈は膝中心部にかかること。 ・セーター・ベストも同じくオプションで選べる。（白・紺・グレーの3色）
ワイシャツ	<ul style="list-style-type: none"> ・学校指定（3種類）のワイシャツを着用する。※市販のものは不可
靴 下	<ul style="list-style-type: none"> ・華美でないもの。（無地のワンポイントは可、ルーズソックスは禁止） ・ストッキングは、黒又は肌色とする。
靴	<ul style="list-style-type: none"> ・黒・茶色の短靴。又は、運動靴とし、華美な色・柄は避ける。
通学用バッグ	<ul style="list-style-type: none"> ・華美な色・柄のものは不可とする。※他校の指定バック等は禁止
防寒着	<ul style="list-style-type: none"> ・華美でないもの。 ※カーディガン・パーカー等は禁止とする。（ただし、部活動で揃えたものは可とする） ※ブレザーを着用した上で、防寒着として使うものとする。
セーター ベスト	<ul style="list-style-type: none"> ・時期を問わず、指定のセーター・ベストを着用してもよい。ただし、着用の際セーターが上着の下から見えないようにする。 ・夏季特別期間以外は、登校中は必ずブレザーを着用する。 ・セーター・ベストはあくまでも合い着として着こなす。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・装飾品をつけてはならない。（ピアス・指輪・ネックレス） ・化粧をしてはならない。 ・マフラーは、華美な色・柄は避ける。 ・冬季の女子のストッキングは、黒色・紺色・透明色を着用し、ニーハイソックス等は禁止する。 ・髪留めは、ゴムひもやピンタイプの黒か紺系統の目立たない色とする。（カチュウシャ・シュシュは不可）

【式典時】

項目	規 定
制 服	・グレー上下（スーツタイプ）
ワイシャツ	・学校指定（3種類）のワイシャツを着用する。※市販のものは不可
靴 下	<p>【スラックス着用の場合】白・黒・紺（無地の単色）</p> <p>【スカート着用の場合】指定のハイソックス（グレー）</p>
セーター ベスト	指定（紺・白・グレー）※代表生徒、登壇する生徒は不可
ストッキング	市販のもの（無地・透明色）ハイソックスと併用可

※正装を着用するのは、式及び長期休業前・明けの日になります。

【夏季特別期間（5/1～10/31）】

項目	規定
制服	<ul style="list-style-type: none">・上着を着用しなくても良い。・夏用のスカート・スラックス可。
ワイシャツ	<ul style="list-style-type: none">・学校指定（3種類）のワイシャツを着用する。・長袖・半袖可
セーター	<ul style="list-style-type: none">・指定のセーター着用可（紺・白・グレー）
ネクタイ リボン	<ul style="list-style-type: none">・基本的にネクタイ・リボンは着用しない。ネクタイ・リボンを着用する場合はきちんと身につけること。
ベルト	<ul style="list-style-type: none">・必ず着用。市販のもので、色は黒・茶・紺とする。華美な色・柄は避ける。
その他	<ul style="list-style-type: none">・夏季特別期間の式典の際は、グレー（無地）のスラックスまたはスカートを着用する。ネクタイ・リボンは着用とし、ソックスなどの規定は通常期間と同様である。